

## 「振り込め詐欺救済法」が施行されました

全国的に「振り込め詐欺」という言葉が認知されてきたにもかかわらず、依然として被害が後をたちません。このため、振り込め詐欺などの被害金を、より簡易な手続きで返還する新たな制度がスタートしました。

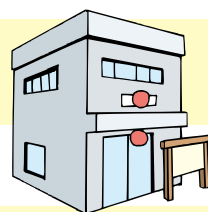
### 振り込め詐欺救済法とは

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」の略称で、平成19年12月に成立し、平成20年6月21日に施行されました。この法律は、詐欺などの犯罪に利用された口座を凍結して、民事訴訟などの裁判を行わずに、口座に残っている犯罪被害資金を被害者へ返還する手続きを定めたものです。

## 振り込め詐欺の被害にあった場合

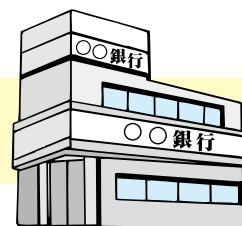
被害者となった場合の対処法です。  
※金融機関によっては、振り込め詐欺資金返還のための専用電話を設置しているところもありますので、早急に連絡してください。

- ①警察や金融機関へ連絡して、振り込んだ預金口座の利用停止を求める。  
※振り込んだ控えは保存しておくこと。



- ②金融機関が、犯罪に利用された口座である疑いがあると認定した場合、取引停止を行い、預金保険機構が失権（名義人の債権消滅）のための公告を行います。  
※預金保険機構が行う公告は、インターネットを利用し、最低60日間実施。

- ③金融機関への支払い申請を行う。  
※金融機関は、最低30日間、被害者からの支払い申請受付を行います。



- ④金融機関は支払い請求権を確定し、被害額により按分された額の分配（返還）を実施します。

### 振り込め詐欺にあわないために

金融機関では、キャッシュカードの引き出し限度額の引き下げやATMコーナーでの音声装置による注意呼びかけなど、様々な対策をすでに行っています。

巻き込まれないためには、「すぐに振り込まない」「一人で振り込まない」「家族と連絡をとり、事実を確認する」「事実が確認できない場合は、警察に連絡する」など、「まず確認、あわてない、冷静に」を心がけましょう。

『おかしいな?』『あやしいな?』と思ったら、  
まずは、市民総合相談室までご相談ください。

【問い合わせ】市民総合相談室 ☎ 0994-31-1169

### 行政相談週間のお知らせ

総務省では、行政相談制度の周知及び利用促進を図るため、毎年10月、全国一斉に「行政相談週間」を設けています。今年は、10月20日（月）～26日（日）の期間です。

また、市民総合相談室では、この週間だけでなく例年を通じて、総務省に任命された行政相談委員を配置し、一般行政相談（平日の8時30分～17時）を受け付けています。お気軽にご相談ください。

まさか自分が!!

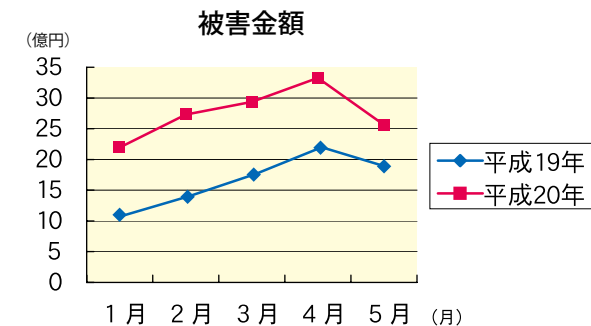
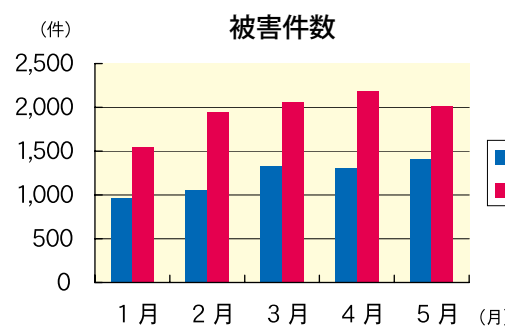
# 振り込め詐欺の被害が急増!!

振り込め詐欺が、全国で急激に増加しています。被害者は「まさか自分が騙されるなんて」という人がほとんどです。増加の原因として、手口がかなり巧妙化、卑劣化したことなどが挙げられます。誰でも被害者になる可能性があります。すぐに振り込まずに、必ず身近な人に相談しましょう。



## 振り込め詐欺の被害の現状

警察庁の発表では、1月から5月までの振り込め詐欺による全国の被害額は、昨年の84億円に対し、今年は137億円となっており、約1.6倍と過去最悪のペースで増加しています。また、県内でも7月末までにすでに55件、約7,700万円の被害がでています。



## 振り込め詐欺の種類を紹介します

振り込め詐欺の代表的な4種類を紹介します。次々と新しい手口がでてきて巧妙化していくなか、特に還付金詐欺が増加傾向にあります。

### ○いわゆる「オレオレ詐欺」

⇒「おれおれ、俺だけど…」から「〇〇警察ですが…」等へ進化しています。電話を利用して親族、警察官、弁護士等を装い、交通事故の示談金や会社のお金を横領した穴埋めなどを材料に現金を預金口座に振り込ませる詐欺です。

### ○架空請求詐欺

⇒「出会い系サイト料金請求」等から「地上デジタルテレビ放送切り替え負担金請求」等へ進化しています。郵便、インターネット等を利用して、不特定多数の人に対し、架空の事実を口実に料金を請求する詐欺です。

### ○融資保証金詐欺

⇒大手消費者金融のチラシを使い、電話番号だけ変えて融資をもちかけるなど巧妙化しています。実際には融資しないにも関わらず、融資する旨の文書を送付して、融資を申し込んできた人に対し、保証金を名目に現金を預金口座等に振り込ませるなどの詐欺です。

### ○還付金詐欺

⇒「手続きしないと損をする」と不安をあおる手口です。社会保険事務所や税務署、自治体等の職員を装い、払い過ぎた年金や税金の還付に必要な手続きだと思い込ませて、コンビニや無人のATMまで誘導、ATMを操作させて、自分の口座から相手の口座へ現金を口座間で送金させて騙し取る詐欺です。